

令和8年3月吉日

各小学校夜間校庭開放事業運営委員会
委員長 様

京都市文化市民局市民スポーツ振興室
スポーツ活動推進課長
(担当：椿・平山 Ⅱ：222-3137)

令和8年度夜間校庭開放事業の実施について

別紙「仕様書」のとおり、令和8年度夜間校庭開放事業を実施いたします。

つきましては、本事業運営に係る手続書類を同封いたしますので、下記のとおり御提出いただきますようお願い申し上げます。

今年度より、受任書、辞退届、委員長変更届を統合した「運営体制報告書」の提出をお願いします。必ずご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 手続書類・提出期限

提出書類	注意事項	提出期限
運営体制報告書	今年度より、受任書、辞退届、委員長変更届を統合しました。	令和8年 4月17日(金)
債権者登録申請書(口座登録依頼書)	<p>委員長の交代があり口座名義を変更した場合、又は新たに口座登録する場合にのみ御提出ください。</p> <p>※ 個人名義の口座は登録できません。 必ず「〇〇学校夜間校庭開放事業運営委員会」名義のものを作成ください。</p> <p>やむを得ず、口座登録ができない場合に限り、市役所の会計窓口でのお支払いとさせていただきます。</p> <p>注意 口座名義を変更される場合</p> <p>令和7年度の委託料の振込(4月下旬～5月中旬頃予定)を確認してから、名義を変更していただくようお願いいたします。</p>	名義変更後、速やかに提出してください。

※様式をHPに掲載しております。

「(令和8年度)夜間校庭開放事業について」で検索をお願いします。

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000351455.html>



2 提出方法

メール、ファックス、郵送

※恐れ入りますが、郵送の場合は切手代を御負担願います。

3 問合わせ・提出先

担 当：京都市文化市民局市民スポーツ振興室 スポーツ活動推進担当（担当：椿、平山）
住 所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
電 話：075-222-3137 FAX：075-213-3367
メール：taishin@city.kyoto.lg.jp

4 委託料について

令和8年度の委託期間終了後の令和9年4月下旬から5月中旬頃に、70,000円を上限として、使用実績（実施日数）に応じて、予算の範囲内でお支払いいたします。

【算定方法】

4月から11月までの間のスポーツ活動に係る使用回数÷28週」の計算式に基づき、各学校における概ね1週間当たりの使用回数を算出し、当該回数に応じて次のとおり区分し、委託料を算定する。

・ 4回以上	: 70,000円
・ 3回以上 4回未満	: 65,000円
・ 2回以上 3回未満	: 55,000円
・ 1回以上 2回未満	: 30,000円
・ 1回未満	: 15,000円
・ 0回	: 0円

※1日に2回使用した場合（別々のクラブが使用した場合）でも、1回とカウントする。

5 今後御提出いただく報告書類

改めて依頼しますが、前期分（令和8年4月～11月利用分）及び後期分（令和8年12月～令和9年3月利用分）を御提出いただきます。

6 事業運営に当たって

夜間校庭開放事業は、地域住民の皆様にとって身近な学校施設を活用し、市民スポーツ活動の普及・振興を図る重要な事業です。

各運営委員会におかれましては、本事業の趣旨を御理解のうえ、事業運営に当たっていただくとともに、既存利用団体の利用拡大に加え、**より幅広い層への開放を目指し、新規利用団体の利用開始に向けた事業周知等を図るなど、施設利用の更なる促進に、積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。**

詳細は、同封の事業運営マニュアルを御参照ください。

なお、実施回数が少ない場合には、委託料の一部又は全部の支払いの差止め又は委託契約を解除することもございますので、御了承ください。

また、**書類の提出については必ず期限をお守りください。期限内に御提出いただけない場合は、委託料をお支払いできなくなることもあります**ので、円滑な事業運営に御協力をお願いいたします。